

土穴文人著

遠藤用

『戦前期労働法制論』

— 解放立法展開過程の研究 —

遠藤 公嗣

(東京大学社会科学研究所助手)

本書は、著者が本書名に関連したテーマで近年執筆された論文を、一書にまとめられたものである。著者の課題意識は、本書の各所で繰り返し述べられているように、旧説が戦前労働法制の弾圧性を強調することの不正確さを、指摘されることにある。その指摘は、問題となる成文法や法案の文言を詳細に紹介して旧説に対置することによって果される。

本書の内容を章別に紹介しよう。第一

章では、戦前労働運動を規制した労資関係立法・治安立法全体を対象として、明治以降第二次大戦敗戦までを四期に時期区分し、登場した成文法の紹介と重要な条文の引用がなされる。第二章では、第一章の四期区分が再論され、加えて第一章と同一の対象を、今度は「集会の自由規制」等の規制対象別に分類し、再び紹介と引用がなされる。第三章では、弾圧性を強調する旧説の誤りの一証左とし

て、一九二〇—三〇年代にすでに労働組合法案が検討されていたことに注目される。法案検討は三期区分され、登場した法案が紹介される。第四章では、第三章の三期区分が再論され、加えて第三章と同一対象を、今度は「設立の認定」等の細目規定別に分類し、法案間で対立する重要な条文が引用紹介される。第五章では、戦後の労使協議制の萌芽として、第一次大戦後の工場委員会に注目される。その注目は、実際に設置された工場委員会ではなく、協議会等による労働委員会ではなく、協議会等による労働委員会法案等々に向けられ、それらが引用紹介される。第六章は、第一—第五章執筆前に執筆された、第一次大戦後の日本における社会政策を概観する論文であり、補章は、労働運動と題して執筆された、百科事典の一項目である。

つぎに本書の特長を述べよう。著者が繰り返し指摘されているところによれば、戦前労働法制の弾圧性を強調する旧説の誤りは、治安警察法や治安維持法の理解の仕方であった。旧説は治安警察法や治安維持法の具体的条文を深く顧慮することなく、これら両法を労働運動弾圧法として概括し、そのためにこれら両法の制定改廃の年次すら一部に誤解があった。ところが著者は、これら両法の条文の中で、労資関係に直接言及する条文は

治安警察法第一七条だけであることを確認し、ついで第一七条の条文もまた労働者の団結や争議行為そのものを直接に禁止するものでないことを確認される。ついで、第一七条がそのようなものであったにもかかわらず、戦前労働法制の弾圧性が強調される理由となつたと思われる点が、戦前の労働運動を規制していた法制の特徴として四点にまとめられる。すなわち、第一に、治安警察法第一七条の規定に典型的なように、規定をあいまいにして解釈の余地を大きく残す立法姿勢であったこと、第二に、反体制運動を取締る治安立法が整備されていたこと、第三に、集会・結社等の規制法が労働者の行動を制約していたこと、第四に、警察官処罰令等による警察官の恣意的判断にまかされる面が大きかったことである。

著者は、治安警察法第一七条の理解にもつづいた上で、戦前労働法制の特徴を四点にわたって指摘されるが、それは著者による旧説批判を納得的なものにしていく。この旧説批判が本書の第一の特長である。

また著者は、旧説批判のために戦前労働法制の全体像を示す必要から、一応信頼してよい文献に依拠して、労資関係立法や治安立法の各種の成文法や法案の存在を網羅的に指摘され、重要な条件を引

用紹介されている。このため、戦前にどのような労資関係立法や治安立法が成文法として何時から何時まで存在し、どのような法案が何時登場したか、あるいはまた、成文法や法案の重要条文の文言はどうであったかを知るには、本書は便利である。これが本書の第二の特長である。なお評者個人にとっては、第一、第二章における一九三八年国家総動員法七条、すなわち、ある種のレイバー・インジャンクジョン制度の規定の存在の紹介とか、第五章後半における、議事に唯一提出された産業委員会法案の紹介は貴重であった。

ついで本書に対する評者の疑問を述べたい。第一の疑問は、本書の内容の重複である。第一章と第二章、および第三章と第四章は、対象は同一であり内容の重複が著しい。この疑問は原論文発表時以来のものである。原論文発表は第一章（八〇年三月、『法学志林』第二章（八〇年二月、『拓殖大学論集』）であり、また第三章（七九年三月、『法学志林』第四章（七九年三月、『拓殖大学論集』）であった。ほぼ同一時にほぼ同内容の論文が別の大学紀要に発表されており、発表のされ方に評者は当時疑問を抱いた。ところが、それがほぼ原論文のまま本書に

収録されていること、しかも重複の多さに著者自身が気づかれているにもかかわらずそうされていることは、評者にはいよいよ疑問である。なお、第一、第四章における対象別・規定別からみた叙述は、第一、第三章と重複していないとも一見みえる。しかし、本書の副題に示されるように、本書は「展開過程の研究」であるならば、対象の時期区分こそ重要であると評者には思われる。したがって、時期区分を無視し対象全部を平面化した上で再度分類し、それによって再度叙述されることは、「展開過程の研究」であることをかえって不鮮明にする、不必要な重複のように評者には思われる。

第二の疑問は、時期区分のあいまいさである。第一、第二章で指摘される三つの画期のうち、第一画期である一九〇〇—一九一八年国家総動員法制定は、第一、第二章で一致している。しかし、第二画期は一九二〇年（第一章）と一九二六年（第二章）であって、一致していない。第一章の画期の指標は明確でなく「労働運動の本格化」とも思われるが、第二章の画期の指標は治安警察法改正と明示されている。評者には、成文法を重視する本書では、第二章の画期がふさわしいと思われる。それはともかくとして、時期

区分が重要であると思われる本書において、戦前の労資関係政策史を画期する上とくに肝要な第二画期が第一章と第二章で異なることは、著者の主張を不明確にするものと思われる。

第三の疑問は、本書とこれまでの研究蓄積との関係の不明さである。近年の一九二〇—三〇年代労資関係政策研究の進展はめざましい。池田信、小路田泰直、上井喜彦、高島道枝、一村一夫、林博史、三輪泰史、三和良一、安田浩、矢野達雄、米川紀生らによって、評者の知るだけでも、一九七五年以降現在までの短期間に、二〇本を軽く上回る論文が発表される盛況である。これらの研究のほとんどは一九二〇年代の労資関係政策転換をテーマとしているが、論者によって焦点のあわせ方は異なっている。たとえば、一九二〇—二一年の政策転換の検討開始について、池田はその思想史的意味を問い、安田は原内閣によるその限界を指摘し、小路田は憲政会の政策立案に注目する。また政策転換の画期についても、二村は労働運動の方向転換を引き起こしたことを指標に一九二三・二四年を主張し、上井はその方法を批判して行政レベルでの施行方針転換を重視し、矢野は一九二六年労調法制定を画期として一九二六年以降を「労調法体制」と呼ぶこ

とを提唱する。これ以外にも論点が錯綜していることはいうまでもない。このような研究の盛況の理由は、評者の考えるところでは三点ある。第一は、戦前日本資本主義についての講座派的理解に対する反省から、第一次大戦後の統治方法再編が重視されたことである。安田、林らの論文がこれに当たろう。第二は、戦後の労働問題研究史の反省から、労資関係における政策の研究が重視されたことである。高島、上井らの論文がこれに当たろう。第三は、実証的研究方法が浸透し、新資料の利用が努力されたことである。ほとんどすべての論者がこれに努力している。この結果としてたとえば、本書にも引用されている渡部徹の一九六六年の研究の一論点は、安田、池田によって新資料により否定された。

さて、以上のように研究状況をやや詳しくみたのは、著者は右の二〇余本の論文の大半を参照できたにもかかわらず、本書においてはこれらが一切参照されておらず、本書とこれらとの関係が不明だからである。これらの研究は本書の強調する旧説の欠陥批判をすでに前提し、治安警察法第一七条の文言の正しい理解を前提としている。そして、その上で、第一七条廃止などの政策転換はどのような理念と経緯で始まったか、転換の指標と

画期はどうかとるべきか、転換の結果は労資関係と労働運動に何を生んだか等々が、研究論点となっている。概説書や事典に旧説が残っているとはいへ、現在の研究水準はそこにはないのである。こうした研究水準に照らした場合、著者の課題意識の有効性は評者には疑問となる。

既発表論文を本書にまとめられる前に、著者は内容の重複を削除され、時期区分とその指標を明確化され統一され、これまでの研究蓄積との関係を検討されるべきであったと、評者には思われる。

(創成社 昭和五十八年三月刊 A5判・三二六頁)

土穴文人著

『戦前期労働法制論』

—解放立法展開過程の研究—

遠藤 公 嗣

遠藤 公 嗣

(東京大学社会科学研究所助手)

本書は、著者が本書名に関連したテーマで近年執筆された論文を、一書にまとめられたものである。著者の課題意識は、本書の各所で繰り返し述べられているように、旧説が戦前労働法制の弾圧性を強調することの正確さを、指摘されることにある。その指摘は、問題となる成文法や法案の文言を詳細に紹介して旧説に対置することによって果される。第一

章では、戦前労働運動を規制した労資関係立法・治安立法全体を対象として、明治以降第二次大戦敗戦までを四期に時期区分し、登場した成文法の紹介と重要な条文の引用がなされる。第二章では、第一章の四期区分が再論され、加えて第一章と同一の対象を、今度は「集会の自由規制」等の規制対象別に分類し、再び紹介と引用がなされる。第三章では、弾圧性を強調する旧説の誤りの一証左とし